

農林漁業者の皆様へ  
環境にやさしい農業に取り組んで



# いばらきみどり認定

を受けましょう！

みどりの食料システム法の認定制度が  
茨城県でもスタートしました！

## みどりの食料システム法とは

みどりの食料システム法は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で令和4年に制定・施行されました。

みどり認定は、この法律に基づいて、環境負荷低減に向けた生産者や地域の取り組みを支援・促進するための認定制度です。

## 認定を受けるメリットは

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

(令和5年5月)

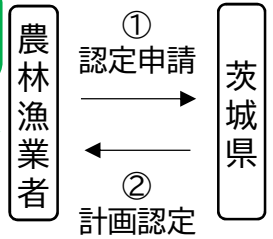
# みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- 農林漁業者は、環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、県知事の認定を受けることができます。

## ✓ 「環境負荷の低減」の取組例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

個人申請・グループ申請  
どちらも可能です



## □ みどり認定を受けるメリット

### メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。  
(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

### <税制特例の対象機械>



税制対象一覧  
はこちら



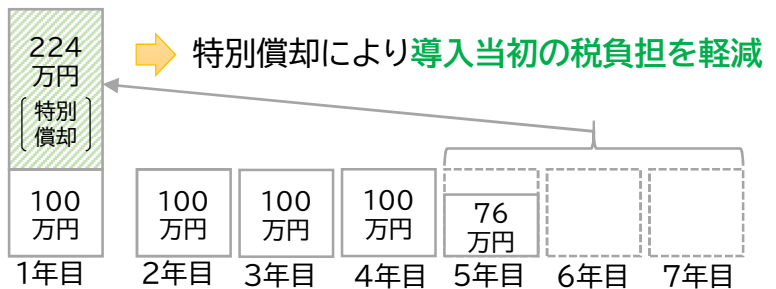
水田用除草機



堆肥散布機

### 特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



## ✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



### メリット② さまざまな国や県の補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、各種補助事業で採択審査のポイントが加算されるなどのメリットがあります。

対象の国補事業: みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など



対象の国補事業  
はこちら

この他、日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

## ○申請を希望される方は、まずは下記の連絡先までご相談ください。

※ 実施される事業によって連絡先が異なります。

- 耕種・最寄りの農業改良普及センターまで
- 畜産・最寄りの農林事務所畜産振興課まで
- 林業・最寄りの農林事務所林業振興課まで
- 漁業・本庁漁政課企画調整Gまで

各普及センターや農林事務所等の連絡先は県HPをご確認ください。



県HPはこちら